

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一地先まで	川越市大字今福（元松郷分） 字武蔵野一四四七地先から同 市大字今福字三芳野八四七番	区 間
一〇・〇〇〃 一五・五九	六・五〃 一〇・四六	敷地の幅員 （メートル）
二四五・五〇		延長 （メートル）
交差点整備事業による。		備 考